

郡山市子ども・子育て会議委員委嘱状交付式及び 第29回郡山市子ども・子育て会議 会議録

【日時】

令和元年8月29日（木）午後1時30分～午後3時15分

【場所】

5-1-1 会議室（郡山市役所西庁舎5階）

【次第】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付（机上配付）
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 事務局職員紹介
- 6 会長及び副会長選任
- 7 議事
 - (1)第二期郡山市ニコニコ子ども・子育てプランについて
 - (2)母子生活支援について
 - (3)その他
- 8 その他
- 9 閉会

【出席委員】

17名（敬称略）

吾妻 利雄、大川原 順一、佐藤 一夫、佐藤 広美、佐藤 真澄、三瓶 令子、隅越 誠、
滝田 良子、遠野 馨、濱津 真紀子、平栗 裕治、蛭田 さゆり、福内 浩明、安田 洋子、
箭内 孝仁、吉川 和夫、吉田 みね

【欠席委員】

2名（敬称略）

野内 和典、山田 祐陽

【事務局職員】

17名

こども部：国分 義之（部長）、橋本 仁信（次長兼こども未来課長）、三瓶 克宏
（学校教育部次長兼こども部次長）

こども未来課：穴戸 正浩（課長補佐）、石田 佐和子（こども企画係長）、渡部 政史
（青少年・放課後児童育成係長）、今井 辰哉（こども企画係主任）、木村
祥一（こども企画係主査）

こども支援課：伊藤 克也（課長）、佐藤 嘉洋（課長補佐）、岩崎 浩史（子育て支援係長）
柳沼 洋史（主任主査兼こども家庭相談センター所長）、氏家 敦子（主任
技査兼母子保健係長）

こども育成課：松田 信三（課長）、伊東 洋祐（課長補佐）、結城 弘勝（主任主査兼保育
事業支援係長）、中野 賢一（保育認定係長）

【配布資料】

- ・資料1-1 子育てに関する国及び市の動向
- ・資料1-2 第二期郡山市ニコニコ子ども・子育てプランの施策体系概要
- ・資料2 母子生活支援のあり方の検討経過について
- ・資料2-2 母子生活支援施設「ひまわり荘」の概要
- ・資料3 ひとり親世帯等意向調査にかかる中間集計について
- ・参考資料 郡山市子ども条例について
- ・参考資料 平成31年度事業計画書
- ・参考資料 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン（概要版）
- ・参考資料 あすまちこおりやま「郡山市まちづくり基本指針」（概要版）

1 開会

（石田係長）

定刻となったので、委嘱状交付式を行う。

2 委嘱状交付（机上配付）

（石田係長）

委嘱状については、委員の皆様の卓上での交付とさせていただきます。

3 市長あいさつ

（石田係長）

ここで、品川萬里郡山市長から挨拶を申し上げます。

【品川市長から以下のとおり挨拶がある。】

- ・現行のほとんどの制度の基礎は昭和20年代にできている。
この時代は、人口増加が社会的なマイナスと考えられていたが、今の時代は人口減少に転じており、今までの基本制度の前提が逆になってきている。
- ・子ども子育てに関しても昭和20～30年代にできた制度に修正を重ねており、一から見直さなければならないのが現実である。
- ・「普通」がなくなってきている。
ほとんどの方は「学校に通わなければならない」という認識があるが、子どもに対して「教育を受けさせる義務」はあっても、子どもには「登校する義務」はなく、近年は複選型で学習のプロセスを選択できるようになってきている。
- ・行政も、従来やり方にとらわれず、新しい課題に対応していかなければならない。
様々な問題に対しては「治療から予防」へシフトしなければならない。
- ・環境や考え方の変化が著しい中、この会議においては現実を踏まえた政策や方針について様々な視点から複眼的に議論していただきたい。

4 委員紹介

(石田係長)

改めて「第29回郡山市子ども・子育て会議」を開催する。

本日は改選後初めての会議であることから、委員の皆様から一言ずつ自己紹介をお願いしたい。

【各委員から自己紹介がある。】

5 事務局職員紹介

【事務局職員については、職員一覧により紹介する。】

6 会長及び副会長選任

(石田係長)

「郡山市子ども・子育て会議条例」では「会長及び副会長は委員の互選によって定める」と規定されているが、会長等の選任はどのようにするか？

【委員から「事務局一任」との声があったことから、事務局案として会長には滝田良子委員を、副会長には平栗裕治委員を提案する。】

【各委員から「異議なし」との声が挙がる。】

(石田係長)

「異議なし」とのことなので、会長に滝田委員が、副会長に平栗委員が選任された。ここで、滝田会長、平栗副会長から御挨拶をいただきたい。

【滝田会長から以下のとおり挨拶がある。】

- ・私たちは郡山市の子どもたちを取り巻く大人たちの代弁者だと理解している。
- ・様々な分野から委員に就任している皆様のこれまでの経験を声にしていただきたい。
- ・市民の方々が暮らしやすいまちづくりの一翼を担っていきたい。

【平栗副会長から以下のとおり挨拶がある。】

- ・近年の子どもたちを取り巻く環境は私達の想像を絶する悪い環境になっており、子どもたちの基本的な権利が脅かされるような事案が発生している。
- ・まちづくりの基本は「人づくり」であり、人をつくるのは幼児期からの教育である。この会議では人づくりを中心に考え、「郡山で子育てをしてよかった」と思われるような街になれば、自ずと元気な街になる。
- ・保護者、子どもたち、まちが元気になるような会議にしていきたい。

7 議事

【議事の前に、事務局：石田係長から本日使用する資料の確認がある】

【傍聴希望者が2名おり、郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領の規定により会長が許可することとなっていることから、滝田会長にお諮りし許可を得る】

<傍聴者が入室する。>

(石田係長)

それでは「議事」に移るが、以降の会議の進行については、滝田会長に議長をお願いする。

(滝田議長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

早速だが、「(1)第二期郡山市ニコニコ子ども・子育てプランについて」事務局から説明願う。

【事務局：橋本未来課長から、資料1-1、1-2及び参考資料に沿って説明がある。】

(滝田議長)

事務局からの説明について、質問や意見はあるか？

(佐藤一夫委員)

計画策定には子ども条例の視点とSDGsの視点が盛り込まれるということで問題はないと思う。

「児童の権利に関する条約」では、子どもには「参加する権利」があると規定されていることから、子どもが、自分たちのための環境を整えてもらうことに対し自ら意見を言えるような場面を作ることが、次期計画で重要な位置を占めるのではないか。

本年2月1日に、国連の「子どもの権利委員会」において、日本政府に対する勧告がいくつかあり、その中に「SDGsの17の目標達成を目的とする政策や施策の立案に、子どもたちの意味ある参加機会を確保すること」というものがあった。

また、SDGsでは、子どもたちは「守られるべき脆弱な人々」という枠に入っていると同時に「重要な変化の担い手」として位置づけられている。

そのようなことから、子どもたちの参加する権利を確保し、市の政策に子どもたちの意見を反映させるようにしていただければと思う。

(大川原委員)

資料1-2中「数値目標」の説明で、「子どもの貧困対策大綱が現在改訂中」とあるが、何を「子どもの貧困対策に係る指標」とするのか？

(事務局：橋本未来課長)

生活保護世帯の進学率や就業率、ひとり親家庭における子どもの就園率や保護者の就業率など、国では25の指標を設けている。

現在、国が見直しを行っている中で、適切ではない指標を外し、新たに設ける指標もあると聞いているので、指標数としては現行よりも多くなるようである。

なお、指標の中には、国だからこそ把握できているものもあることから、国が設けている指標の内、市が把握できている数値について比較していきたい。

(大川原委員)

子どもの貧困という言葉から、私は「子ども食堂」をイメージしてしまい、経済的貧困から子どもたちを救うものと考えてしまうが、そのような対策にもつながると判断してよいか？

(事務局：橋本未来課長)

本年10月からはじまる「幼児教育の無償化」は教育の観点もあるが、国では「子どもの貧困対策」としても位置づけている。

ひとつの施策に対しての捉え方は様々である中で、子ども食堂も、事業の性格として子どもの貧困対策、経済的支援に位置づけられるものと考えている。

(安田委員)

郡山市における子どもの貧困の実態を把握していないと、様々な提言ができない。実態を具体的に提供していただければ、考える材料としては非常に有意義である。

(事務局：国分部長)

子どもの貧困率は「国民生活基礎調査」によるサンプル調査を基にしており、全国的な傾向は見てとれるが、本市の回答のみでの分析ではサンプル数が少なく、実態が把握できない。

本市として現在考えているのは、就学援助を受給している要保護児童、準要保護児童の人数だと全国の数も公表されており、本市も把握している。

また、全児童数に対する割合も出ているので、全国との比較ができると考えている。全国の最新の数値が2年前のものであるが、皆様にお示しできると考えている。

(滝田議長)

子どもの貧困対策については、子ども食堂が全国的にメインとなっており、そこだけに特化したように捉えられることが多いが、国と郡山市の数値を比較した時に、郡山市としてどのように課題に向き合っていくかを検討するところからスタートするということでよいか？

また、郡山市が把握している各数値をこの会議において示していただけるということでよいか？

(事務局：国分部長)

先ほど御説明した就学援助受給者数については既に把握しているが、直近で国と比較できる時期が平成29年度であり、そこまでの数値であれば、過去に遡って調べることもできるので、この会議に提示していきたい。

(滝田議長)

過去の比較であっても我々としては概要だけでも知りたいので、次回の会議等で提示していただきたい。

(吾妻委員)

全員が集まることが中々大変だということで「分科会」を設置し、より具体的に審議していたこともあったが、今後、分科会を設置する予定はあるのか？

(事務局：橋本未来課長)

現在、「待機児童解消に関する分科会」を設置しており継続して動いているが、委員改選による人選等については会長の権限もあるので、滝田会長と相談した上で、後日調整を図りたい。

また、新たな分科会の設置については、計画の中のどの分野について設置するのか等の判断が難しいことから、現段階では考えていない。

基本的には、全体会議において皆様からプランに関しての様々な御意見をいただき、当局でその内容を検討し、また皆様にお返ししていきたいと考えている。

(吾妻委員)

子ども・子育て支援法そのものがかなり広い範囲となっている。

全員で協議すると、いたずらに時間を要するだけになってしまう懸念があることから、一度御検討いただきたい。

(滝田議長)

続いて「(2)母子生活支援について」事務局から説明願う。

【事務局：国分部長、伊藤支援課長から資料2、資料2-2及び資料3に沿って説明がある。】

(滝田議長)

事務局からの説明について、質問や意見はあるか？

(平栗副会長)

このアンケートの結果の過去3年間のデータを出すことはできるか？

また、母子世帯・父子世帯と分けることはできるか？

(事務局：伊藤支援課長)

このアンケートは今年度初めて実施したので過去のデータはない。

また、母子・父子世帯の別については、アンケートの質問でその点を聞いているので分けることは可能である。

(事務局：国分部長)

補足だが、なぜ今回、意向調査を実施することとなったかということ、ひとり親家庭への支援について審議する際、委員の皆様がそれぞれの立場で関わっているひとり親家庭の状況、いわゆる定性的なイメージのみでの議論になってしまう可能性があったため、定量的なデータをお示しすることで、より有効な議論がなされるよう実施したものである。

(箭内委員)

私は今回から委員となったため、アンケートの内容を把握していない。

データでの検証は大事だと思うが、もう少し詳しいデータをお示しいただきたい。

(事務局：国分部長)

配慮に欠けていた。

新たな委員へは後ほど配付させていただく。

(濱津委員)

具体的にどのようなニーズがあるのかがアンケートの主眼だと思うので、自由記載欄に記載されている意見をまとめて提示していただきたい。

(事務局：伊藤支援課長)

アンケートには自由記載欄を設けており、そちらで寄せられた意見もあることから、後ほど皆様に提示させていただきたい。

自由記載欄以外の質問で定量的なデータを収集しているが、自由記載欄の定性的なデータも重要であると認識しているので、皆様に御紹介させていただきたい。

(事務局：国分部長)

今回のアンケートは、現時点で対象者の6割程度の回答となっており、中々答えづらい質問も多かった。

自由記載についても、約1,500人からの回答の内、50人程度の方から回答をいただいている状況である。

(隅越委員)

今回、有効な議論をするために定量的なデータを収集しているとのことだが、これが具体的に施策に反映されるかは分からない。

いただいた意見に対して実際に実行できるのかという検討はどのようにされていくのか？

(事務局：国分部長)

今回のアンケート調査結果分析後の施策の検討については、財政的制約や他の制度とのバランスもあることから、単純に「全て実施する」とはなりえないと考えている。

まずはアンケート調査結果を分析し、どこにニーズがあるのかを把握し、どこから着手することが一番良いのかを本会議にお諮りし、皆様からいただく御意見を参考としながら施策を検討してまいりたい。

(吉川委員)

資料2にある「ひまわり荘休止後の支援」について、こども家庭相談センター職員が児童の自立支援に携わり、月1回訪問支援を行うとなっている。

また、こども家庭相談センターが「配偶者暴力相談支援センターを兼ねる」となっているが、もう少し具体的な内容を教えてほしい。

(事務局：伊藤支援課長)

まず、月1回の訪問支援については、本年3月までひまわり荘に入居していた世帯に対し、どのような生活を送っており、ひまわり荘を離れて生活していることにより苦慮している点や不安な点について話を聞くなど、生活実態を把握する意味合いがある。

次に「配偶者暴力相談支援センター」を兼ねている点については、本来、暴力被害者を支援する観点からセンターの場所を公表していない。

DVに関しては、加害者から被害者を遠ざける、被害者の安全を確保するということが第一になってくることから、被害者がいると想定される場所を加害者が突き止められないよう配偶者暴力相談支援センターの位置を公表していないものである。

このセンターでは、自宅には戻れない被害者が相談に来た際に、被害者本人がどのような支援を求めているのかを直接聞き取り、その要望にできる限り見合った支援を行っている。

通常、DVがあった場合、県の婦人保護所や裁判所へ情報を伝えるためには県の保健福祉事務所を経由しないといけないが、「配偶者暴力相談支援センター」と標榜している場合は直接連絡することができ、より迅速な対応が可能となるため、本市ではあえて標榜したものであり、これは県内で唯一である。

(滝田議長)

「(3)その他」について委員の皆様からは何かあるか？

【特になし】

(滝田議長)

事務局からは何かあるか？

【特になし】

(滝田議長)

それでは、全ての議事が終了したので、議長の職を解かせていただく。

8 その他

(石田係長)

本日、その他として委員の皆様から何かあるか？

【特になし】

【事務局：石田係長から今後の会議開催日程について委員へお諮りし、10月24日（木）、11月21日（木）の開催とし、翌年1月、3月の日程については改めてお諮りすることとした。】

9 閉会

(石田係長)

以上をもって、会議を終了する。

以 上